



2022年 5月 24日

各 位

会社名 **フタバ産業株式会社**
代表者名 取締役社長 吉 貴 寛 良
コード番号 7241 東証プライム・名証プレミア
お問合せ先 総務部長 江口 達 雄
TEL (0564) 31-2211

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を下記のとおり、2022年6月22日開催予定の第108回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業領域の拡大および今後の事業展開に対応するとともに、事業の現状に即した目的事項に整理するため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日が2022年9月1日と定められたことを踏まえて、株主総会資料の電子提供制度を導入することを前提に、次のとおり、これに伴って不要となる現行定款第15条を削り、新たに第15条第1項として株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定め、あわせて、同条第2項として書面交付請求をした株主に交付する書面に記載すべき事項の範囲を限定するための定めを設けるとともに、定款変更の効力の発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）<u>輸送用機器、電気機器、事務用機器、その他の金属製品ならびにこれらの部品および理化学工業品の製造販売</u> （2）<u>前号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）<u>輸送用機器、電気機器、事務用機器、農業関連機器およびその他の金属製品（これらの部品を含む。）ならびに理化学工業品の製造販売</u> （2）<u>前号に掲げる事項に関する技術開発、発明研究およびコンサルティングならびにこれらの利用</u> （3）<u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正 規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供）はなお効力を有する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

- (1) 定時株主総会開催日 2022 年 6 月 22 日 (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 22 日 (予定)

以上